

## ○延滞金の計算方法

延滞金額 = X + Y

X : 納期限の翌日から 1 ヶ月を経過するまでの延滞金額。ただし、延滞金特例基準割合<sup>(注1)</sup>又は特例基準割合<sup>(注2)</sup>を用いて計算した場合に、計算結果に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額。

Y : 納期限の翌日から 1 ヶ月を経過した日以後の延滞金額。ただし、延滞金特例基準割合又は特例基準割合を用いて計算した場合に、計算結果に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額。

※計算した延滞金額が千円未満の場合はその全額を、金額が千円以上で百円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。

$$X = \frac{\text{未納額} \times \text{割合 } 1 \times \text{日数 } 1}{365 \text{ 日}} + \frac{\text{未納額} \times \text{割合 } 2 \times \text{日数 } 2}{365 \text{ 日}} + \frac{\text{未納額} \times \text{割合 } 3 \times \text{日数 } 3}{365 \text{ 日}} + \frac{\text{未納額} \times \text{割合 } 4 \times \text{日数 } 4}{365 \text{ 日}}$$
$$Y = \frac{\text{未納額} \times \text{割合 } 5 \times \text{日数 } 5}{365 \text{ 日}} + \frac{\text{未納額} \times \text{割合 } 6 \times \text{日数 } 6}{365 \text{ 日}} + \frac{\text{未納額} \times \text{割合 } 7 \times \text{日数 } 7}{365 \text{ 日}}$$

未納額：納期ごとの納めるべき税額

- 当該税額が 2 千円未満の場合は全額を切り捨てた額
- 当該税額が 2 千円以上で、その額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額

割合1：年 7.3% の割合

割合2：平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの特例基準割合

割合3：平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの特例基準割合に年 1% の割合を加算した割合

割合4：令和 3 年 1 月 1 日以後の延滞金特例基準割合に年 1% の割合を加算した割合

割合5：年 14.6% の割合

割合6：特例基準割合に年 7.3% の割合を加算した割合又は年 14.6% の割合

割合7：延滞金特例基準割合に年 7.3% の割合を加算した割合又は年 14.6% の割合

日数1：納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの日数のうち平成 11 年 12 月 31 日までの日数  
1 か月を経過する日までに納付した場合は、納付の日までの日数のうち平成 11 年 12 月 31 日までの日数

日数2：納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの日数のうち平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの日数  
1 か月を経過する日までに納付した場合は、納付の日までの日数のうち平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの日数

日数3：納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの日数のうち平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの日数  
1 か月を経過する日までに納付した場合は、納付の日までの日数のうち平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの日数

日数4：納期限の翌日から 1 か月を経過するまでの日数のうち令和 3 年 1 月 1 日以後の日数  
1 か月を経過する日までに納付した場合は、納付の日までの日数のうち令和 3 年 1 月 1 日以後の日数

日数5：納期限の翌日から納付の日までの日数から（日数 1+日数 2+日数 3+日数 4）の日数を除いた日数のうち平成 25 年 12 月 31 日までの日数

日数6：納期限の翌日から納付の日までの日数から（日数 1+日数 2+日数 3+日数 4）の日数を除いた日数のうち平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの日数

日数7：納期限の翌日から納付の日までの日数から（日数 1+日数 2+日数 3+日数 4）の日数を除いた日数のうち令和 3 年 1 月 1 日以後の日数

#### （注1）延滞金特例基準割合

##### ●令和 3 年 1 月 1 日以後の延滞金特例基準割合

平均貸付割合（前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として財務大臣が告示する割合。）に年 1% の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合が年 7.3% の割合を超える場合は年 7.3% の割合とする。

#### （注2）特例基準割合

##### ●平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの特例基準割合

各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が 1 年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を 12 で除して計算した割合（当該割合に 0.1% 未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1% の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合が年 7.3% の割合を超える場合は年 7.3% の割合とする。

##### ●平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの特例基準割合

各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率（当該割合に 0.1% 未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年 4% の割合を加算した割合。

### ○延滞金の推移

特例基準割合の適用期間等	納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの延滞金の割合	それ以降の延滞金の割合
平成 11 年 12 月 31 日以前	7.3%	14.6%
平成 12 年 1 月 1 日～平成 13 年 12 月 31 日	4.5%	14.6%
平成 14 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日	4.1%	14.6%
平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日	4.4%	14.6%
平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日	4.7%	14.6%
平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	4.5%	14.6%
平成 22 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	4.3%	14.6%
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	2.9%	9.2%
平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	2.8%	9.1%
平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	2.7%	9.0%
平成 30 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	2.6%	8.9%
令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	2.5%	8.8%
令和 4 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日	2.4%	8.7%
令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日	2.8%	9.1%

## ○延滞金の計算例

納めるべき税額が 156,200 円、納期限が令和7年6月2日で、令和7年10月1日に全額を納付した場合

$$X = 156,000 \text{ 円} \times 2.4\% \times 30 \text{ 日} / 365 \text{ 日} = 307 \text{ 円}$$

$$Y = 156,000 \text{ 円} \times 8.7\% \times (121 \text{ 日} - 30 \text{ 日}) / 365 \text{ 日} = 3,383 \text{ 円}$$

$$307 \text{ 円} + 3,383 \text{ 円} = 3,690 \text{ 円}$$

延滞金額 3,600 円 (100 円未満切り捨て)